

教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業） 審査要領

教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育推進体制の充実・活用強化事業）に関する企画公募の審査は、この審査要領により行うものとする。

1. 採択案件の決定方法

提出された企画提案書（事業計画書）について審査を行い、本事業の予算の範囲内で、各評価項目の得点合計の平均点・加点項目の加点及び企画評価委員の付した意見を総合的に勘案して決定する。その際、企画評価委員からの意見に基づき、採択に当たって条件を付す場合がある。

2. 審査方法

- (1) 企画提案書に基づき、文部科学省に設置された企画評価会議において書類選考を実施する。ただし、企画提案書の内容に利害関係を有する企画評価委員は、その旨を事務局へ申し出るとともに、当該企画提案書の審査を行わないこととする。
- (2) 必要に応じて審査期間中に実施計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。
- (3) 決定の際、全体の提案状況に応じて、地域等を考慮する場合がある。

3. 応募要件

交付要綱第2条及び実施要領を踏まえ、(1)～(3)の応募要件を満たしているかどうかを3段階で評価する。(1)及び(2)のいずれもがc評価、又は(3)の要件がc評価の場合は、4.による評価の対象外とする。

【評価基準】

- a. 満たしている
- b. 実現可能な程度の条件を付す必要があるが、改善されれば満たす見込み
- c. 上記以外

【評価項目】

- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育内容に関する事務に関して、担当部局を一元化している、又は特定の部局又は組織で原則として一元的に実施しているか。（令和4年度当初からの実施の場合は、令和3年度の準備計画及び実現可能性を評価）。
- (2) 交付対象事業開始時点で、幼児教育センターを設置している（予定も含む。）か。
- (3) 幼小接続の観点から、小学校指導担当課との必要な連携体制を確保しているか。

4. 評価項目及び評価基準

3.を踏まえて評価対象となった企画提案書については、以下の評価項目について5段階の基準により評価し、企画評価委員がそれぞれ評価した得点の合計（45点満点）の平均点に加点項目の加点を加え、各企画評価委員が付した意見を総合的に勘案して行う。

【評価基準】

- 大変優れている＝5点
- 優れている＝4点
- 普通＝3点
- やや劣っている＝2点
- 劣っている＝1点

【評価項目】

(1) 事業実施体制について (5点)

- ① 事業の目的を達成し適切に遂行するために必要な人員・組織体制が整っているか。

(2) 事業内容について (40点)

- ② 以下のそれぞれについて、事業の目的を十分踏まえた適切な事業計画になっているか。
- a. 幼児教育アドバイザーの配置・育成など、体制の充実
 - b. 体制活用のための人材育成方針の作成・活用
 - c. 研修支援、幼小接続の推進など、体制の活用
 - d. 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り
- ③ 事業計画に独自性や工夫が見られるか。
- ④ 事業推進の方法等が具体性・適格性・実効性の観点から妥当か。
- ⑤ 事業の成果を普及するための取組が期待できるものか。
- ⑥ 最小の予算(経費)で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっているか。また、提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。

【加点項目】(加点用の別添資料等の確認ができない場合は加点されない。)

(1) 幼児教育推進体制について (①②の加点はいずれか1項目のみ)

- ①教育・保育内容のみならず幼児教育・保育全般の担当部局を一元化・幼児教育センターの設置している
- a. 条例又は規則で明記している (+10点)
 - b. 要綱等担当部局長以上の決裁権者による文書で明記している (+7点)
- ②教育・保育内容の事務を一元化・幼児教育センターの設置している
- a. 条例又は規則で明記している (+5点)
 - b. (初年度申請のみ)要綱等担当部局長以上の決裁権者による文書で明記している (+5点)
 - c. その他教育・保育内容の事務の一元化が継続的に保障されている (+1点)
- ③ (①a. 又は②a. の場合) 小学校担当部局と同一組織内にある (+3点)

(2) 施設種を超えた連携体制の確保について (加点は複数項目可能)

- ①幼児教育センター職員等(常勤・非常勤問わず定期的に勤務する者に限る。)の属性について
- a. 国公立幼稚園勤務経験者に加え、私立幼稚園勤務等経験者が所属している (+3点)
 - b. 国公立幼稚園勤務経験者に加え、公私立保育所勤務等経験者が所属している (+2点)
 - c. (a. 又は b. で加点した場合を除く) 私立幼稚園等又は公私立保育所等勤務経験者が所属している (+1点)
- ②子ども・子育て支援法の施設関係者評価加算(1号認定子ども)の公開保育等に協力する具体的な計画がある (+5点)

(3) 域内の課題に応じた幼児教育以外(幼稚園教諭・保育士・保育教諭や同養成校の教員など保育実践に関する専門性を有する者以外)の専門職・専門機関との連携 (加点は複数項目可能)

- ①委嘱等を具体的に計画している (+1点)
- ②研修・巡回訪問等を具体的に計画している (+2点)

(4) 都道府県内の養成大学等と連携している (加点は①、②のどちらか1項目のみ)

- ① 組織的に連携(学部等と連携した事業等の実施)している (+3点)
- ② 個別の教員等と連携している (+2点)

(5) (都道府県のみ) 都道府県が域内市町村と連携して申請(都道府県が域内の申請を一本化)している (+3点)